

※**㊦**マークの記載があるイベントは参加申し込みが必要です。

初めての講師に チャレンジしませんか



自分の知識や特技を生かした講座を開催してみませんか。生涯学習課が講座の企画から受講生募集、当日の運営をサポートします。

【開講時期】
11月中旬～令和6年3月中旬
【ところ】 ハイトピア伊賀 5階
【対象者】 ものづくり・趣味・教養など少人数向けの講座の自主運営に興味がある18歳以上の人
※市内在住者を優先選考します。

【申込方法】
市ホームページから申し込み、または生涯学習課（生涯学習センター）、各地区市民センターにある申請書に必要事項を記入の上、下記まで。後日、書類審査をし、結果を通知します。

【申込期間】
6月2日（金）～7月7日（金）
午前9時～午後5時
※土・日曜日を除く。



令和4年度採択事業の様子

【申込先・問い合わせ】 生涯学習課
☎ 22-9679 FAX 22-9692
✉ gakushuu@city.iga.lg.jp

新庁舎のご案内



津地方・家庭裁判所伊賀支部、伊賀簡易裁判所、伊賀検察審査会は、5月15日（月）から新しい庁舎で執務を行っています。

【所在地】 上野丸之内130-1
☎ 21-0002（代表）
※所在地、電話番号に変更はありません。

【問い合わせ】
津地方裁判所事務局総務課
☎ 059-226-4172
FAX 059-224-8495

伊賀市災害見舞金制度



地震や豪雨、洪水などの自然災害により、住まいに被害を受けた人や、亡くなった人のご遺族に災害見舞金を支給します。

【支給額】
○住まいが全壊した場合
1世帯 10万円
○住まいが半壊した場合
1世帯 5万円
○住まいが床上浸水した場合
1世帯 2万円
○災害で死亡した場合
1人につき 10万円
※被災程度の認定は、災害救助法の取り扱いになります。
※次の場合、見舞金は支給されません。
○災害救助法の適用を受けたとき
○被災者生活再建支援法に規定する支援金を受給したとき
○伊賀市災害弔慰金または伊賀市障害見舞金の支給、または災害援護資金の貸付を受けたとき
○故意または重大な過失により被災したと認められるとき

【申請方法】
伊賀市災害見舞金支給申請書を下記まで。申請書を受付後、被害の程度を判定し、支給金額を決定します。

【問い合わせ】 医療福祉政策課
☎ 26-3940 FAX 22-9673

防災・情報アプリ HAZARDONで配信中！

- 災害緊急情報
- 気象情報
- 地震情報
- 土砂災害情報
- 火災情報
- 行政情報
- 自治協議会・自治会からのお知らせ



【問い合わせ】
防災危機対策局
☎ 22-9640
FAX 24-0444
✉ kikikanri@city.iga.lg.jp

生ごみ処理容器購入費補助率等の改正



市では、ごみの減量と再資源化を一層推進するために、生ごみ処理容器購入費補助金の補助率などを改正しました。令和5年4月1日以降の購入分から適用します。

○電力を用いないもの
購入費の1/3（上限額3千円）
→購入費の1/2（上限額5千円）
○電力を用いるもの
購入費の1/3（上限額2万円）
→購入費の1/2（上限額3万円）
※申請方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

【申請先】 さくらリサイクルセンター
または各支所（上野支所を除く。）

【問い合わせ】
さくらリサイクルセンター
☎ 20-9272 FAX 20-2575

防災行政無線の 試験放送



緊急地震速報訓練のため、市内一斉に試験放送します。

【とき】 6月15日（木）午前10時
【放送内容】 「ただ今から訓練放送を行います」→（チャイム音）→「緊急地震速報、大地震です。大地震です」→「これで訓練放送を終わります」

【問い合わせ】 防災危機対策局
☎ 22-9640 FAX 24-0444

＼24ページの答え／

③ 10回程度
芭蕉翁は、延宝4年（1676）6月に伊賀上野に帰郷しています。また、元禄7年（1694）7月には盆会のために帰郷しています。この間を合計すると、10回を越えて郷里に帰っていることが資料からわかります。なお、帰郷した芭蕉は伊賀上野を拠点に大津・奈良・伊勢等に赴き、それを1回と数えると12回になります。

※設問と回答は「伊賀学検定370問ドリル」（上野商工会議所発行・伊賀学検定実施委員会編集）から抜粋

税務職員採用試験 （高校卒業程度）



【受験資格】
○令和5年4月1日時点で、高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者、令和6年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの者
○人事院が上に掲げる者に準ずると認める者

【試験日】
○第1次試験：9月3日（日）
○第2次試験：10月11日（火）から10月20日（金）までのうち、いずれか指定する日

【申込方法】
人事院ホームページから申し込み
【申込期間】
6月19日（月）午前9時～28日（水）午後5時
※受信有効
※インターネット申し込みができない場合は、お問い合わせください。

【問い合わせ】
名古屋国税局人事第二課
☎ 052-951-3511

男女共同参画ネットワーク 会議新規会員募集



男女共同参画ネットワーク会議（いきいきネット）は、男女が共にその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざしています。会議では、会員独自の活動を尊重し、情報交換を通じてネットワークを強化しています。会員になって、一緒に活動しませんか。

【対象者】 営利を目的としない市内で活動中の団体・サークル・個人
【活動内容】 男女共同参画フォーラム「いきいき未来いが」の開催や会員相互の交流・研修など
【申込方法】
市ホームページまたは男女共同参画センターにある申込書に必要事項を記入の上、下記まで

【申込先・問い合わせ】
男女共同参画センター
☎ 22-9632 FAX 22-9666
✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp

危険物安全週間



**「意思つなぐ連携プレーで事故防ぐ」
令和5年度危険物安全週間推進標語
【とき】**

6月4日（日）～10日（土）
毎年6月第2週は「危険物安全週間」です。全国的に危険物の保安に対する意識の高揚と啓発を推進しています。危険物を貯蔵・取り扱う事業所は、危険物事故防止のため、より一層の安全に留意し、点検などの実施をお願いします。

また、家庭などでも使うことが多い消毒用アルコールには、取り扱いを誤ると、火災などを引き起こすおそれのある危険物に該当するものがあります。○火気（喫煙、コンロなど）の近くでは使用しないようにしましょう。○詰め替えを行う場所では換気を行いましょう。○直射日光が当たる場所に保管することはやめましょう。

【問い合わせ】 消防本部予防課
☎ 24-9103 FAX 24-9111

木造住宅（空き家） 除却費用補助



空き家となっている耐震性のない木造住宅の除却工事に対して補助金を新設しました。

【対象となる木造住宅】
昭和56年5月以前に建てられた空き家となっている木造住宅で、耐震診断の結果、倒壊する可能性が高いと判定されたもの。他にも要件がありますのでご相談ください。

【補助額】
除却工事に要する費用の23%（上限20万7千円）
※除却工事は市内に本店・支店・営業所を有する建設業者が施工すること
【申込期間】
6月1日（月）～12月28日（木）

工事の契約・着工までに申請が必要です。予算の範囲内での補助となり、件数に限りがあります。

【申込先・問い合わせ】 住宅課
☎ 22-9737 FAX 22-9736
✉ jutaku@city.iga.lg.jp

インキュベーション室 入居者募集



ゆめテクノ伊賀のインキュベーション室は、伊賀地域の産業振興に寄与する新たな事業の創出をめざす人を支援する施設です。入居者は、インキュベーション室を所在地として法人登記ができるほか、各種専門家の助言が受けられます。

【ところ】
産学官連携地域産業創造センター「ゆめテクノ伊賀」
2階インキュベーション室
（ゆめが丘1-3-3）

【対象者】 新たに創業する人、または創業後3年以内の人
【料金】 月額1万3,620円～4万1,910円（部屋の大きさにより金額が異なります。）
※入居開始時に3カ月分の料金預託
※電話、インターネットの回線利用料は入居者負担
※申込方法など詳しくはお問い合わせください。



【申込先・問い合わせ】
ゆめテクノ伊賀
☎ 41-1061 FAX 41-1062

お詫びと訂正



広報いが5月号3ページの歳出グラフの割合に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。なお、正しいグラフは市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】 財政課
☎ 22-9608 FAX 24-2440